

議第159号

京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「又は大規模の模様替え」を「、大規模の模様替え又は用途の変更」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

京北区域内における建築物の制限に関する規定の適用を除外する場合に既存の建築物の用途の変更をする場合を加える必要があるので提案する。